

# 福島県工事請負契約約款等の主な改正点

平成23年7月29日  
入札監理課

## 1 福島県工事請負契約約款の主な改正点

- (1) 「甲」「乙」表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「請負者」及び「乙」を「受注者」と表記したこと。(全体)
- (2) 現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができることを規定したこと。(第10条第3項)  
※但し、常駐義務の緩和については従来どおりの取扱いとします。
- (3) 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化したこと。(第21条第2項)
- (4) 公共工事からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を追加したこと。(第43条第1項)

## 2 土木設計業務等委託契約書等\*の主な改正

- (1) 「甲」「乙」表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記したこと。(土木設計業務等委託契約書、建築設計業務委託契約書及び測量調査業務委託契約書全体)
- (2) 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化したこと。(土木設計業務等委託契約書及び測量調査業務委託契約書第22条第2項、建築設計業務委託契約書第26条第2項)
- (3) 公共土木事業に係る設計業務等からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を追加したこと。(土木設計業務等委託契約書及び測量調査業務委託契約書第42条第1項、建築設計業務委託契約書第44条第1項)

\* 土木設計業務等委託契約書、建築設計業務委託契約書、測量調査業務委託契約書

改正後の約款・契約書は、入札に係る契約については平成23年7月29日以降に公告又は指名通知するものから、随意契約については平成23年7月29日以降に見積書提出の依頼をするものから適用します。